



# shibetsu

今月のまちフォト 新規学卒者 免許取得ラッシュ

**第364号**  
(令和3年3月発行)

発行 士別商工会議所  
〒095-0022 士別市西2条5丁目  
TEL (0165) 23-2144  
FAX (0165) 23-5417  
http://www.shibetsu.ne.jp/shibetsuCCI/  
E-mail shibecci@seagreen.ocn.ne.jp  
印刷所 株式会社道北日報社



## 令和2年度永年勤続優良従業員表彰式

主催 士別市・士別商工会議所



### 永年勤続優良従業員 表彰式開催

去る二月十九日、士別市グランドホテルに於いて、永年勤続優良従業員表彰式が開催されました。

表彰式では、牧野市長・鈴木会頭から表彰状及び記念品が授与されました。また、受賞者を代表し勤続五十年表彰の村瀬義孝さんより、「今日まで楽しく勤務を続けてこられたのも、事業主各位をはじめ、先輩・同僚、そして家族のおかげです。今後もそれぞれの企業で士別市に貢献できるように努めていきたい」と謝辞を述べました。

### 行政施策要望書 回答

昨年十二月に当所から士別市に対して「行政施策に関する要望書」を提出し、次のおり回答がありましたので、掲載させていただきます。

#### 中小企業振興対策について

○四月から六月の上四半期は建設工事を円滑に施工できることは勿論であるが、「雇用の継続と安定」に大きな意義をもたらすため、発注については可能な限り早期発注（ゼロ国債・ゼロ市債）を要望する。

【回答】令和元年度予算においては、約九千四百万円のゼロ市債を予算措置したところであります。現時点では総額は未定ですが、二年度予算においてもゼロ市債を始めとして、早期発注に努めることで、工期の平準化や市内経済の活性化を図ってまいります。

○公共施設の老朽化による、維持・改修・更新等地域の生活環境整備や地域経済を維持するためにも、発注額の増加を希望する。

【回答】公共施設マネジメント基本計画及びまちづくり総合計画に基づいた適正な事業の推進により、公共施設の長寿命化と予防保全による施設の維持管理を図ることで、適切で計画的な事業量の確保に努めてまいります。令和三年度はまちづくり総合計画のローリングを進める年であり、財政健全化実行計画の初年度でもあります。計画達成へ向けた取り組みを進めるとともに、国や北海道の事業を最大限活用するなかで、事業量や地元発注額の確保に努めてまいります。

○住宅改修促進助成及び新築促進助成事業については、経済波及効果及び市民ニーズの検証を行い、恒久化に向けて取り組みたい。

【回答】住宅改修促進助成金交付要綱及び住宅新築促進事業交付要綱は、それぞれ平成二十一年度平成二十二年度から、マニフェスト事業として事業化され、四年毎に事業の検証を行い継続してきたところであります。これまた、事業を実施してきたことで、市内における経済効果は多大なものであったと考えているところでありますが、その一方で住宅新築促進事業では本助成事業対象外である市外業者が建設した住宅もありました。今後、事業開始から本要綱を活用した方のほか、活用しなかつた方からもそれぞれ意見を伺い、要綱に明記している平成三十四年（令和四年）三月末日までに

事業の検証と市内経済への効果、財政健全化計画の着実な実行等を総合的に勘案し、今後の事業のあり方について検討してまいります。

○本市の経済の活性化に欠かさない「ラブ士別・バイ士別運動」の更なる強力な推進（住宅新築等）

【回答】これまでも地元消費拡大等による地場産業の振興など、豊かな地域社会や地域経済の構築を図るため、「農・林・商・工・消」が連携した全市のなまちづくり運動として、「産業フェア」や「年末年始大売出し」、「食まちフォーラム」など、各種事業を実施してまいりました。今後においても、「農・林・商・工・消」連携によるまちづくり運動を推進してまいります。

○地域交通活性化再生生活の改正を受けて、地方公共団体がバス及びタクシー事業者と、連携・協力の下でバス路線の再編整備など、効率的な地域公共交通網の維持改善について適切な指導助言をして頂きたい。

【回答】「地域公共交通網形成計画」に基づく持続可能な交通ネットワークの構築に向け、新たに「次世代モビリティ推進会議」を設置します。この会議は、大学や国、北海道、バス・タクシー事業者で構成し、将来を見据えた交通の高度化や新たな技術導入などの調査・研究に取り組みます。公共交通は、高齢化や人口減少が進行するなかで、市民生活に欠かすことのできない重要な交通手段であります。バス及びタクシー事業者の連携・協

力のもと、効率性と利便性のバランス等を考慮し地域の実情に適した効果的な交通システムの構築をめざします。

○商工会議所・まちづくり会社・商店街との連携により、商店街活性化を進めるものとして、ポイントカード事業は、全所的な「地域通貨」的システムへの移行であることから行政連携事業の更なる支援をお願いしたい。

【回答】サフォークスタンプ協同組合が昨年十二月から実施したポイントカード事業は、今後「地域通貨」としての役割を担うことが期待出来ることから、本市としても行政連携することにより、利用者及び経済の活性化につながるものと考えておりますが、ポイントカード導入に伴い参加加盟店が増加しているものの、利用者の利便性を向上させるためには、さらなる加盟店の増加が課題であると考えているところですので、さらなる支援については、財政健全化計画との兼ね合いも含め、総合的に検討してまいります。

○雇用安定やキャリア形成のため認定職業訓練に対する助成については引き続きの支援を頂きたい。

【回答】労働者の職業能力の開発や資質の向上を図るため実施している認定職業訓練の運営費用の一部を助成するほか、市内中小企業者等の人材育成振興を図るため「中小企業振興条例」の各種事業により支援してまいります。

○政府系金融機関の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が令和三年三月に終了する。これを踏まえて「士別市融資制度（特別融資資金等）」別

枠として国と同様の制度で「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設を要望。

【回答】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」につきましても、現在の状況から、今後の事業所の資金繰り支援の延長など先行きが不透明な状況にあります。また、北海道の貸付事業は三月末となっており、政府系の融資制度については終期が明示されていないことから、今後の国の支援策情報などを注視する必要がありますと考えているところですので、要望にまいります。「士別市融資制度（特別融資資金等）」の別枠につきましても、現段階で創設する考えはありませんが、国・北海道の支援策や今後のコロナウイルス感染症拡大の状況などを踏まえ、総合的に検討してまいります。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う、経済的負担軽減のため、事業所水道料金の基本料金を一定期間免除して頂きたい。

【回答】水道事業は、人口減少による料金収入の減少や老朽化する施設維持費用の増加などの影響により厳しい経営状況にあり、料金収入を主な財源とする水道事業において、事業所を限定とした免除は難しいものと考えます。経済的に困窮している事業所の料金支払いについては、個別に支払い猶予の相談を受ける旨をホームページでお知らせしており、収入状況に応じた支払い計画を協議するなど、影響を受けた事業者への対応を引き続き行っております。

金融・経営・税務・その他各種相談 ～お気軽にご相談下さい～

ラブ士別・バイ士別運動

～お買い物物は地元で～

# パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

(令和3年4月1日適用)

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

## 改正のポイント

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）について以下の1～3を统一的に整備します。

- 1. 不合理な待遇差の禁止**  
同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。  
ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。
- 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化**  
非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。  
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。
- 3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備**  
都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。  
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。  
詳しくは北海道労働局雇用環境・均等部（TEL：011-709-2715）までお問合せください。

令和3年4月1日より

# 消費税の総額表示が義務化されます

消費税法では4月から税込価格を消費者に分かりやすく明瞭に表示しなければなりません。

税込価格11,000円（税率10%）の商品の場合

- 11,000円
- 11,000円（税込）
- 11,000円（税抜価格10,000円）
- 11,000円（うち消費税額等1,000円）
- 10,000円（税込11,000円）

具体例

上記の例が該当いたします

※テイクアウト等（軽減税率）と店内飲食（標準税率）の両方で商品を提供している場合も併記する必要があります。

## 【ポイント】

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。消費税額を含んだ価格が明瞭に表記されていれば該当いたします。

## 新規会員のご紹介

ご入会ありがとうございました。（敬称略）

事業所名	門間ピアノ教室
代表者名	門間 優子
住所	大通北9丁目
部会	理財・サービス部会

令和3年3月分（4月納付分）から  
保険料率に変更になります

健康保険料率

現行10.41% → 10.45%

介護保険料率

現行1.79% → 1.80%

40歳から64歳までの方が該当

## 一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言<sup>※1</sup>に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

### 給付対象について

- ポイント1** 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること<sup>※2</sup>
- ポイント2** 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等	上限60万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限30万円	対象月	対象期間から任意に選択した月 <sup>※3</sup>

申請受付期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

- ※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」
- ※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること
- ※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

## 金融個別相談会を開催します！

新型コロナウイルスの影響による資金繰り相談、事業資金、事業承継に係る資金等の借入をご希望される方は、ぜひ相談会をご利用下さい。

日時 令和3年4月13日(火) 午前10時～午後4時  
令和3年5月11日(火) 午前10時～午後4時  
場所 4月13日(火) 士別商工会館2階西側会議室  
5月11日(火) 士別グランドホテル

- 申込み ①相談をご希望の方は、電話又は窓口でお申込み下さい。  
②相談の際は、決算書（最近2期分）をご用意下さい。  
③設備資金を希望の方は、見積書の用意をお願いします。  
④直近の試算表（決算後6カ月以上経過している場合）と、法人の方は履歴事項全部証明書又は登記簿謄本をご用意下さい。

**Check! オススメ！マル経融資**  
小規模事業者の方の経営をバックアップする為無担保・無保証人で当所の推薦に基づき融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

無担保・無保証人で 最大2,000万円の借入	低利・固定金利で 利用しやすい！ 1.21% 3月1日現在	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
---------------------------	-------------------------------------	---------------------------------

税目	申告・納付期限	振替納付日
所得税及び復興特別所得税・贈与税	4月15日(木)	5月31日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	4月15日(木)	5月24日(月)

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は6月1日(月)から変更はありません

確定申告  
申告・納付期限が延長

ご冥福をお祈り  
申し上げます

永年に亘り、当商工会議所にご指導、ご尽力を頂きました。  
ここに謹んでお悔やみを申し上げ、心からご冥福をお祈り申し上げます。

加藤 唯勝様  
（株）士別グランドホテル  
代表取締役会長  
二月八日逝去

児玉 健司様  
串焼むさし 代表  
二月十二日逝去

尾形 アキ子様  
（有）かねしん尾形  
代表取締役  
二月十四日逝去

美穂のつぶやき  
@mihotsubucci  
士別市 フォロー24 フォロワー24

美穂のつぶやき・2021/03/22

セーラー服で商工会議所に入ってから12年がたちます。今回は特別編で当時の写真です（蛙）今の私にぴったりな春の一句をご紹介します。  
「花さそふ 嵐の庭の雪ならで ふりゆくものはわが身なりけり」現代訳は「桜の花を吹き散らす嵐の日は、花びらがまるで雪のように降っているけど実は古（ふ）りゆくのは私自身なんだなあ」という自分自身の老いを感じている一句です（笑）実は小学生の頃百人一首大会出場経験あります^^ さあ！30代もかけ抜けます♡午年の女 ♪カララカララ

業況天気図	1月期	2月期	令和3年3月期～5月期見通し
建設業	☁	☁	☁
製造業	☔	☔	☔
小売業	☔	☁	☀
大型店	☔	☀	☁
サービス業	☔	☔	☔
金融業	☀	☀	☁

☀ 好転 ☁ 不変 ☔ 悪化

当商工会議所が会員企業への経営指導に活用する為、各種業種に分類し、毎月、調査を行なっています。調査項目は、業況の見通し、調査項目、前年同月比及び業況の傾向について掲載しております。左図につきましても、業況の見通しについて掲載しております。

## 業界における景気動向調査

（令和三年一月期～二月期）

- 労働保険料の額に、納付が3回に分割して納付できます。
- 労働保険料は口座振替（北星信用金庫に限る）により納付することもできます。（一月：六月、二月：十月、三月：一月の振替月となります）
- 令和三年度の年度更新の時期が近づいており、四月月中旬頃に「賃金等の報告」の用紙を発送する予定ですので、お早めの準備をよろしくお願い致します。

## 事務組合へ委託されている皆様へ

委託できる事業所  
・金融、保険、不動産、小売業は五十人以下、卸売、サービス業は百人以下  
・その他の事業は三百人以下の事業所  
※既に個別で事務処理を行っている事業所の方も委託できます。

委託できる事務の範囲  
・概算保険料・確定保険料の申告及び納付に関する事務  
・加入の申請、任意加入の申請、雇用保険の申請に関する事務  
・労働保険の特別加入の申請に関する事務  
・雇用保険の被保険者に関する事務  
・その他労働保険に関する事務  
・届出、報告に関する事務

## 労働保険事務組合へ委託しませんか？

当所では「士別労働保険事務組合」が事業主の事務処理を代行しております。これからは労働者の雇入れを考慮している方、労働者にはいらない方、労働者ではない方、加入したけれど手続が面倒な方、どこで相談にのりますか？など、お気軽に「士別労働保険事務組合」をご利用ください。